

# 薬剤師認定制度認証機構 平成 20 年度事業報告書

平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

(20・4・1～20・11・30：有限責任中間法人 20・12・1～21・3・31：一般社団法人)

## I. 事業の概要

平成 20 年 12 月 1 日の公益法人関係 3 法の施行日をもって有限責任中間法人は一般社団法人に移行したので、移行日を境に、それ以前は有限責任中間法人としての、それ以後は一般社団法人としての法規及び定款に則り、平成 20 年度事業計画に記載された事業を継続した。

- ①新法人への移行に必要な作業、手続き、制度整備
- ②薬剤師生涯研修・認定制度の評価・認証
- ③生涯研修提供機関（プロバイダー）の育成・支援
- ④上記に関連する諸事項の検討、改善、及び広報

## II. 会議の開催

○中間法人法の規程に基づくもの

- 社員総会 第 1 回（書面表決 20・4・16） 社員代表者の交代に伴う理事の選任  
第 2 回（書面表決 20・4・30） 理事の選任  
第 3 回（20・6・18） 理事の選任、19 年度事業報告、決算報告  
臨時（書面表決 20・11・17） 新法人への移行に伴う理事及び監事の選任  
第 4 回（20・11・26） 新法人への移行に伴う定款変更
- 理事会 第 1 回（20・6・18） 19 年度事業報告、決算報告、石川県薬剤師会（G08）の  
認証  
第 2 回（書面表決 20・8・18） 日本薬剤師研修センター（G01）の認証更新  
第 3 回（書面表決 20・9・1） 新潟薬科大学（G09）の認証  
第 4 回（書面表決 20・10・20） 北海道薬科大学（G10）の認証  
第 5 回（20・11・26） 新法人への移行に伴う定款変更

○一般社団法人・財団法人法の規定に基づくもの

- 理事会 第 1 回（20・12・5） 代表理事の選任  
第 2 回（20・1・22） 理事会規則、認証事業実施要綱、薬剤師認定制度委員会要項、会員規定、会費の規定、  
執行理事（総務担当、認証担当）の選定  
第 3 回（21・3・16） 21 年度事業計画、収支予算、正会員の入会、社員総会  
規則、事務処理規程  
東北大学大学院薬学研究科（E01）の認証更新

○その他 平成 20 年度認定制度委員連絡会（20・12・12）

### Ⅲ. 認定制度の評価および認証に関する事業

#### 1. 認定制度の認証

(社)石川県薬剤師会、新潟薬科大学、北海道薬科大学より提出された認証申請書について、認定制度委員会により評価が行われ、理事会においてそれぞれG08、G09、G10として認証された。

(財)日本薬剤師研修センター(G01)、東北大学21世紀COEプログラム(E01)より提出された認証更新申請書について、認定制度委員会により評価が行われ、G01の更新、及びE01の東北大学大学院薬学研究科への引継ぎ更新が承認された。

#### 2. 評価基準の検討・改善

認証申請に対しては、倫理規定に則り常に公正妥当な評価が行なわれるように、認定制度委員と連絡を密にした。評価過程において生じた問題や疑問については、その都度認定制度委員に、従来からの認証機構の見解や方針を説明して委員の合意を求めた。さらに定例の認定制度委員連絡会において総括的な検討を行い、適正にして公明な認証判断が行われるよう努めた。平成20年度内の委員との連絡記録を別紙に示す。

#### 3. 認定制度の育成、支援事業

薬科大学及び薬剤師団体から、薬剤師生涯研修・認定制度の実施に必要な条件等について問い合わせがあり、認証機構の認証基準と評価方針について説明、指導を行なった。

特に、これまでに認証の前例のない実施母体、たとえば、薬科大学の同窓会独自による認証申請準備、あるいは研修専門企業による事業計画等に関しては、受講薬剤師の選択範囲が広がり、質の高い多様性のある研修が提供されることを期待して、育成・支援に努めた。認証機構発足以来の認証の必須条件として、実施母体は非営利中立の団体であること、実施母体傘下の薬剤師に限定せずに全ての薬剤師に門戸を開くこと、研修の立案、実施についての責任ある組織を持つこと、研修の事前・事後評価体制を整えること等を、引き続き協調している。

### Ⅳ. 公益認定申請に向けた準備

一般社団法人への移行は順調に経過し、登記も完了したので、次の段階として公益法人の認定申請に向けた制度整備の準備を開始した。公益認定申請は、電子申請であるので、それに必要な手順を踏み、内閣府公益認定等委員会と連絡を行いつつ、公益法人としての定款(案)を始め諸規程の整備、ならびに経理関係の申請書類の整備を開始した。経理関係書類の作成は、唐沢公認会計士事務所に委託して行いつつある。

### Ⅴ. 広報活動

認証機構の役割と目的、及びそれに基づく事業内容についての解説等を整理し、随時ホームページまたは新聞雑誌等を通じて広報し、「認証」について理解を求め普及を図った。

—以上—